

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

お客さまに説明する重要事項

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、当金庫がお客さまにご説明する重要事項は以下のとおりです。

当金庫に預金される際には、預金規定、各商品説明書、契約締結前交付書面等のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

1. 国内円預金(当座預金、無利息型普通預金、利息のつく普通預金、貯蓄預金、別段預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金)について
 - 預金保険制度の対象となる預金です。
 - 決済用預金(注)に該当する当座預金、無利息型普通預金は全額保護されます。
 - 1預金者あたり元本 1,000 万円までとその利息、給付補てん金が保護の対象となります。
(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。)
 - (注)決済用預金は「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすものです。
 - 振込み等の仕掛り中の決済資金は全額保護されます。また、預金小切手(預手)、送金小切手(送手)は原則として全額保護されます。
 - 元本 1,000 万円を超える部分とその利息、給付補てん金については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。したがって金額が一部カットされることがあります。
2. 預金以外の金融商品について
 - 債券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組みが異なっておりますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

